

令和7年度オープンイノベーション推進事業運営業務委託 業務仕様書

1 目的

三重県では、令和2年度からスタートアップが自律的・継続的に成長する「みえスタートアップエコシステム（以下「エコシステム」という。）」の構築に向けて取り組みを進めている。

県内で起業家の輩出が促進されるエコシステムの構築に向けては、県内事業者のスタートアップ等との連携・協業によって新たな価値を生み出す「オープンイノベーション」の活用促進が非常に重要である。

そこで、先進的な技術・ノウハウを持つスタートアップ等との連携・協業の機運を広く醸成し、県内でのオープンイノベーションを促進させ、エコシステムの構築を目指す。

本業務委託は、本事業を事務局として運営する業務を委託するものである。

2 委託業務名

令和7年度オープンイノベーション推進事業運営業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

4 委託業務の内容

（1）ホスト企業の募集

※県内外スタートアップ等と連携・協業し、新たなビジネスプランや課題解決策等に取組む県内事業者をいう。

- ・募集案内及び申込書を作成するとともに、SNS広告、チラシ、インターネットホームページ等を活用して参加者を募集すること。
- ・募集期間を十分に取り、参加者の発掘に努めること。
- ・募集に使用するツールについてはあらかじめ県に報告し、両者協議のうえ、県が承諾したものを使用することとする。
- ・応募の受付、問い合わせの対応、参加者名簿の作成を行い、応募状況や問い合わせの内容などは適宜県へ報告すること。

（2）ホスト企業の応募促進イベント（セミナーやワークショップ等）の開催

①準備

- ・本事業の目的を十分に踏まえ、企画段階から県と情報共有を図ること。
- ・登壇者との交渉など、必要な調整や準備等を原則全て行うこと。

②内容

- ・ホスト企業の応募促進につながる内容とすること。
- ・県と受託者が協議して決定すること。

③対象者

- ・県内に本社または支店等を有する企業とすること。

④開催回数

- ・2回以上開催すること。

⑤開催日時

- ・具体的な日時は、県と受託者が協議して決定すること。

⑥開催場所

- ・各回とも公共交通機関によりアクセス可能な県内会場で開催すること。

⑦参加者の目標数

- ・各回とも30～50名程度の参加者を目標とすること。

⑧記事化

- ・本イベント内容の記事化を行うとともに、Webサイトで公開するとともに、機運醸成のために情報発信を行うこと。
- ・記事の内容は事前に県に相談すること。
- ・どの媒体で発信するかについて、事前に県と受託者の間で協議のうえ決定することとする。

(3) ホスト企業の選定

①選定者数

- ・3者以上とする。

②審査委員

- ・選定にあたっては、審査委員会を開催すること。
- ・公平性に鑑み、県・受託者以外からも審査委員を選任すること。

※その他詳細は、県と受託者が協議して決定すること。

(4) パートナー企業（※）への提案資料の作成支援

※ホスト企業に対して、新たなビジネスプランや課題解決策等を提案し、連携・協業の相手方となる県内外スタートアップ等をいう。

①支援方法

- ・対面もしくはオンラインで実施すること。

②支援内容

- ・ホスト企業選定後、パートナー企業のマッチングまでは月に2回以上ミーティングを実施すること。
- ・ホスト企業の経営状況や意向等のヒアリングを踏まえて、パートナー企業に提示する提案内容の設定を支援すること。
- ・資料作成にあたっては、進捗管理やブラッシュアップ等を適宜行うとともに、ホスト企業からの問い合わせに対して遅滞なく対応をすること。
- ・ミーティング結果の概要を定期的に県へ報告すること。

(5) パートナー企業の募集

- ・募集案内及び申込書を作成するとともに、各ホスト企業の提案を周知するための

説明会、SNS 広告、チラシ、インターネットホームページ等を活用して参加者を募集すること。

- ・ 募集期間を十分に取り、参加者の発掘に努めること。
- ・ 募集に使用するツールについてはあらかじめ県に報告し、両者協議のうえ、県が承諾したものを使用することとする。
- ・ 受託者は、応募の受付、問い合わせの対応、参加者名簿の作成を行い、応募状況や問い合わせの内容などは適宜県へ報告すること。

(6) パートナー企業の選定

①選定者数

- ・ 原則、ホスト企業 1 者に対し、パートナー企業 1 者以上を選定する。

②審査委員

- ・ 選定にあたっては、審査委員会を開催すること。
- ・ 公平性に鑑み、県・受託者以外からも審査委員を選任すること。

※その他詳細は、県と受託者が協議して決定すること。

(7) 伴走支援

- ・ ホスト企業とパートナー企業のマッチングから進捗報告会までは月に 2 回以上受託者を含めたミーティングを実施すること。
- ・ 新たなビジネスの創出や地域課題解決の実現に向けて、ミーティング機会の設定及び必要な支援を実施すること。
- ・ ミーティング結果の概要を定期的に県へ報告すること。

(8) 進捗報告会の開催

①準備

- ・ 本事業の目的を十分に踏まえ、企画段階から県と情報共有を図ること。
- ・ 登壇者との交渉など、必要準備を原則全て行うこと。

②内容

- ・ ホスト企業とパートナー企業が連携・協業して取り組んだ進捗状況の発表（以下「ピッチ」と言う。）の場を設けること。
- ・ 過去に本事業においてピッチをした者による事業進捗のピッチを設定すること。
- ・ ピッチに対する講評者（コメンテーター）は 3 者程度とする。
- ・ 進捗報告会の参加者が交流できる場を設定すること。
- ・ 県と受託者が協議して決定すること。

③開催回数

- ・ 原則 1 回とする。

④開催日時

- ・ 県と受託者が協議して決定する。

⑤開催場所

- ・公共交通機関によりアクセス可能な県内会場で開催すること。

⑥参加者の目標数

- ・50～100名程度の参加者を目標とすること。

⑦記事化

- ・本イベント内容の記事化を行うとともに、Webサイトで公開するとともに、機運醸成のために情報発信を行うこと。
- ・記事の内容は事前に県に相談すること。
- ・どの媒体で発信するかについて、事前に県と受託者の間で協議のうえ決定することとする。

(9) 実績報告書の提出

- ・受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

①提出方法

- ・委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、電子データ（Word、Excel、PowerPoint、MP4）と紙（A4両面）1部を提出するものとする。

②提出資料

- ・業務全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影した写真及び編集された映像（MP4）等の記録を含む）
- ・受講対象者名簿
- ・アンケート結果
- ・本事業を踏まえた今後の展開に関する所見

③提出期限

- ・履行期限である令和8年3月19日（木）までとする。

5 業務遂行にあたっての注意事項

(1) 実施体制

- ・業務を適切に実施できるよう、統括責任者1名及び各業務に適切な人員を設定すること。
- ・本事業終了後、ホスト企業とパートナー企業の連携・協業が継続できるよう、マッチング期間を十分設けるなどの工夫をすること。

(2) Web サイトの利用に関する留意事項

- ・Webサイトを構築するにあたり、ドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン（pref.mie.lg.jp）を使用すること。なお、既存のWebサイトの配下にページ作成を希望する場合は、県と協議すること。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、受託者からの請求に基づき行うものとする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③県に報告すること。
 - ④業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報情報の適切な管理のため、別記「個人情報情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第

2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。

（10）その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。